

地域医療支援病院の概要

1 趣旨

医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医等を支援する能力、構造設備等を備え、地域医療の充実を図る役割を担う病院として、都道府県知事（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市にあってはその市長）が地域医療支援病院と称することを承認するもの。

2 承認のための要件

法：医療法、規則：医療法施行規則、通知：医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成10年5月19日健政発第639号）

(1) 紹介患者に対する医療提供（法第4条第1項第1号、通知第二 3（1））

外来紹介制を原則とし、紹介患者の数を初診患者の数で除した値（紹介率）及び逆紹介患者の数を初診患者の数で除した値（逆紹介率）が次のいずれかであること。

- ・ 紹介率が80%以上か、紹介率が60%以上で、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれること。
- ・ 紹介率が65%以上、かつ、逆紹介率が40%以上。
- ・ 紹介率が50%以上、かつ、逆紹介率が70%以上。

※計算式

紹介率 = 紹介患者の数 ÷ 初診患者の数 × 100

逆紹介率 = 逆紹介患者の数 ÷ 初診患者の数 × 100

「紹介患者の数」：開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数（初診の患者に限る。また、紹介元である他の病院又は診療所の医師からの電話情報により地域医療支援病院の医師が紹介状に転記する場合及び他の病院又は診療所等における検診の結果、精密検診を必要とされた患者の精密検診のための受診で、紹介状又は検査票等に、紹介目的、検査結果等についてその記載がなされている場合を含む。）

「初診患者の数」：患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数（地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された患者、当該地域医療支援病院が医療法第三〇条の四に基づいて作成された医療計画において位置付けられた救急医療事業を行う場合にあつては、当該救急医療事業において休日又は夜間に受診した患者及び自他覚的症状がなく健康診断を目的とする当該病院の受診により疾患が発見された患者について、特に治療の必要性を認めて治療を開始した患者を除く。）

「逆紹介患者の数」：地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した者の数

- (2) **共同利用の実施**（法第4条第1項第1号、通知第二 3（2））
病院の施設・設備が当該病院が存する地域のすべての医師又は歯科医師の利用のために開放されていることと、共同利用のための専用病床が確保されていること。
- (3) **救急医療の提供**（法第4条第1項第2号、通知第二 3（3））
24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者の受入れに対応できること。
救急自動車により搬送された患者の数が、救急医療圏人口当たりの一定の数を満たす、または1000以上を満たすこと。
- (4) **地域の医療従事者に対する研修の実施**（法第4条第1項第3号、通知第二 3（4））
必要な図書等を整備し、医学・医療に関する講習会等を定期的に行う体制が整備されており、年間12回以上の研修を主催していること。
- (5) **病床規模**（法第4条第1項第4号、規則第6条の2）
200以上の病床を有すること。
- (6) **人員及び施設**（法第4条第1項第5号及び第6号）
法定の人員基準を満たし、かつ、法定施設を有すること。
- (7) **医療審議会の意見聴取**（法第4条第2項）
あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴くこと。

3 経過措置（医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成10年5月19日健政発第639号）第二 7）

平成26年4月1日から承認要件が変更されたことにより、国の通知で次のとおり取扱いが定められた。

- (1) 平成26年4月1日付けで見直しが行われた承認要件の充足状況について、業務報告書の確認を行い、承認要件を満たしていない場合には、2年程度の間承認要件を充足するための年次計画の策定を求めるとともに、当該計画期間経過後も承認要件が充足されない場合は、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、その承認の取扱いを決定されたいこと。
- (2) 地域医療支援病院の承認要件の充足状況について、業務報告書により、確認を行うこととともに、必要に応じて、当該病院からの意見聴取や現地調査を実施すること。